



Title	クエンカ都市法(Fuero de Cuenca)に関する一考察
Author(s)	大内, 一
Citation	Estudios Hispánicos. 1999, 23, p. 145-158
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97943
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

クエンカ都市法 (Fuero de Cuenca) に関する一考察

大 内 一

0. はじめに

クエンカ市は、カスティーリャ・レオン国王アルフォンソ 6 世（治世 1072－1109 年）によって 1095 年に一度キリスト教徒の支配下に入ったものの、1108 年のムラービト朝とのウクレスの戦いにおいてキリスト教徒が敗北して以降、再びイスラムの支配下に置かれていた。その後、2 つの崖と湿地に 3 方を囲まれた要害に位置した同市は、深い堀と堅固な胸壁、高い櫓を備えた囲壁に守られて難攻不落を誇っていたが、1177 年、9 ヶ月間におよぶ困難な包囲戦^①の後に、カスティーリャ国王アルフォンソ 8 世（在位 1158－1214 年）^②によって最終的にキリスト世界に組み込まれた（地図参照）。

キリスト教徒にとってクエンカ市の征服は、1170 年に征服したアルバラシンとテルエルの防衛ならびに 1172 年にムアッヒド朝の攻撃を受けたウエテや征服以前から行われていたクエンカ周辺地域に入植したキリスト教徒^③の安全確保のためにも必要不可欠であった。この地域の防衛戦略は、クエンカ征服により大きく改善された。アルフォンソ 8 世は、クエンカ市およびその属域の再植民活動を直ちに組織し、その一環として、1182 年にクエンカ市に新たな司教座を設けた。さらに、同市に市会を設けて都市法を賦与し、その中で市民の諸権利を認めると同時に、彼らに同市および属域の防衛と再植民を委ねたのであった。

こうして賦与されたクエンカ都市法は、条項数も多く、都市自治体組織に関する規定も詳細で、訴訟や刑罰に関する規定も充実しており、都市法発展の最終段階にあたる拡大都市法として位置づけられている^④。クエンカ都市法は、後に征服・再植民された新カスティーリャ地方や高地アングルシア地方の数多くの都市にそのまま、もしくは修正を加えられながら賦

与されたのみならず、エストレマドゥーラ地方の諸都市法にも大きな影響を与え、クエンカ系都市法のいわゆる「法家族」を形成した⁽⁹⁾。

1. クエンカ都市法研究略史

クエンカ都市法に関する研究は、古くはいわゆる「マドリード本」と称されるフランシスコ・セルダーの著作とされるもの⁽¹⁰⁾やジョージ・H・アレンの『クエンカ都市法』⁽¹¹⁾の存在が知られているが、最初の専門的研究といえるものは、1935年にスペイン人法制史家ウレーニャによって『クエンカ都市法』⁽¹²⁾の校訂本が出版された時から本格的に始まったといえる。

ウレーニャはラテン語版クエンカ都市法Forum Concheに関して、いわゆる「パリ写本」と「エスコリアル写本」を基本として、それぞれ「原初版クエンカ都市法」と「体系版クエンカ都市法」の校訂作業を行い⁽¹³⁾、さらに、ラテン語版クエンカ都市法の校訂作業を補完する目的で中世カスティーリャ語で記された「バレンシア写本」と「クエンカ写本」およびイスナトラフ都市法の活字化および比較作業を行った⁽¹⁴⁾。彼の研究の結果、クエンカ都市法の「テキストの揺れ」に関する議論は、特定語の解釈を除いてほとんど行われることはなく、そのテキストが明示する自治体組織規定の詳細さや公法関係（とくに訴訟と刑罰）規定の充実度から、クエンカ都市法が中世カスティーリャ王国の都市法のなかで法制史上最も発達したものであるとする見解が定着した。また、クエンカ都市法の校訂作業に際して、クエンカ法に依拠して編纂されたとされるアロとテルエルの都市法（ラテン語版）やイスナトラフ、バエサ、ベハル、ブラセンシア、ビリャエスクサ・デ・アロ、ウエテ、アラルコン、アルカサル、アルカラス、ソリータ・デ・カネスの都市法（俗語版）とのテキスト比較が不可欠であったが、その作業を通して、諸都市への賦与・伝播の事実が示すクエンカ都市法の優秀性ならびに時代有効性も再確認された⁽¹⁵⁾。もっとも、成立年代に関しては、写本に都市法賦与の年月日についての直接的な言及は見られず定かではない。ウレーニャは、「エスコリアル写本」に含まれる判事名簿の中の王子フェルナンドの誕生に関する記述やクエンカ市への村落譲渡証を根拠に、カスティーリャ王アルフォンソ8世により1189年11月から1190年1月の間に賦与されたであろうと推定している⁽¹⁶⁾。

ウレーニャ以後、数多くの法制史家や言語学者によって古文書館や図書館に埋もれていた様々な都市法の活字化ならびに研究が進み、数多くの都市法のテキストや研究書が出版された⁽¹³⁾。クエンカ都市法に関しては、1955年にカルアナが、クエンカ都市法からテルエル都市法への伝播に関するウレーニャの主張を再検討し、逆にクエンカ都市法に対するテルエル都市法の先行性を主張した⁽¹⁴⁾。もっとも、カルアナの見解は説得力に欠けており、クエンカ都市法がクエンカ系都市法のなかでもっとも古く原典的存在であるとするウレーニャ説を覆すことはできなかった。しかし翌56年、スペイン法制史の碩学ガルシア・ガーリヨが、「都市法研究への貢献」と題された論文のなかで、クエンカ都市法とテルエル都市法が同一都市法の別版であるとの見解を示し、ウレーニャの唱えるテルエル都市法のクエンカ都市法への直接的な従属関係を否定すると同時に、テキスト校訂の成果に立脚した都市法形成過程の個別研究の重要性を説いた⁽¹⁵⁾。その後、ガルシア・ガーリヨの提唱したこの研究路線上で、マルティネス・ヒホン (59年)⁽¹⁶⁾とバレロ・ガルシア (76年)⁽¹⁷⁾がクエンカ系都市法の編纂過程に関する研究を行っている。そして、82年には同じくバレロ・ガルシアが、クエンカ都市法とテルエル都市法に関するガルシア・ガーリヨ説を発展させる形で、クエンカ都市法、テルエル都市法および他のアラゴン都市法(カタユー、ダロカ、アルファンブラ)の共通点および相違点の比較検討を通して上記都市法に共通の原典たる都市法の存在を仮定すると同時に、クエンカ都市法の伝播時期の違いから拡大都市法としての同都市法の成立時期を13世紀半ば頃とした⁽¹⁸⁾。その間、78年にはバルマーニャ・ビセンテによって、ウレーニャの『クエンカ都市法』(35年)の「体系版クエンカ都市法」に基づいた『クエンカ都市法』の現代語訳が出版された⁽¹⁹⁾。

このようなクエンカ都市法ならびにその「法家族」の成立過程に関する研究が進む一方で、クエンカ法を含む複数の都市法の条文に依拠した諸制度に関する研究も行われた。その主な例として、マルティネス・ヒホンによる「クエンカ系都市法の婚姻制度」に関する研究 (59年)⁽²⁰⁾、トマス・イ・バリエンテの「カスティーリャ法およびアラゴン法における債務禁固刑」に関する研究 (60年)⁽²¹⁾、ガルシア-ウレシアの「ドゥエロ川以南のカスティーリャおよびアラゴンの都市法における都市住民の法的地位」に関する研究 (75年)⁽²²⁾などを挙げることができる。また、セラ・ルイスの

「都市法における名誉と侮辱」に関する研究（69年）は、法制史と社会史の橋渡しの研究として非常に興味深い⁽²³⁾。

1977年にはクエンカ市において、同市征服800年を記念して歴史シンポジウムが開催され、クエンカ都市法に関する様々な視点からの研究が発表された。その成果は82年に科学研究高等審議会（C. S. I. C.）から出版された⁽²⁴⁾。その中には、前述したクエンカ都市法の形成過程に関するバレロ・ガルシアの研究以外に、主なものとして、アルカラ-サモラによる「司法制度」に関する研究⁽²⁵⁾、クララムン・ロドリゲスによる「女性の地位」に関する研究⁽²⁶⁾、ゴージェ・ダルシェによる「農村生活」に関する研究⁽²⁷⁾、マヌエル・リウによる「農業および牧畜業」に関する研究⁽²⁸⁾などがある。さらに90年には、「クエンカ写本」のファクシミリ版が公布800年を記念して出版され、ペレス・プレンドスがその序文に代えて、都市統治機構・官職に着目した論文「クエンカ都市法再考」を発表している⁽²⁹⁾。その後も、サンチェス・ゴンサレスの「法的責任」に関する研究（95年）⁽³⁰⁾、ロドリゲス・ヒルの「訴訟」に関する研究（95年）⁽³¹⁾、サリオン・グアルダの「魔術・呪術」に関する研究（95年）⁽³²⁾など、純粋に法制史的観点からの研究のみならず社会史的テーマを扱った研究がなされている。

上述したクエンカ都市法に関する研究動向の変化、テーマの多様化傾向は、都市法を対象にした研究一般についても言えることであるが、史料上の限界もあり、個々の都市法研究が一律の進展を見せているわけではない。現時点では、個別的な都市法研究の進捗状況を踏まえつつ、個別テーマに着目した比較研究を通して、都市法が発展した12、13世紀のカスティーリャ社会の地域的特徴を明確にする試みが有効だと思われる。

2. クエンカ都市法の概要

クエンカ都市法の法規範としての重要性は、同都市法がアラルコン、アルカラス、バエサ、イスナトラフ、ベハル、ソリタ・デ・カネス、ウエテ、アロ、ビリャエスクサ・デ・アロ、サン・エステバン・デル・プエルト、レケーナ、テルエル、モヤ、イニエスタ、コンスエグラ、アンドゥハル、ウベダなどの都市に伝播・普及し、さらにサラマンカ、セブルベダ、ウサグレ、カセレス、プラセンシア、ブリウエガ、コリアなどの都市法に大き

な影響を及ぼし⁽³³⁾、いわゆる「法家族」を形成したことからも容易に理解できるが、それは基本的に拡大都市法としてのクエンカ都市法の条文内容の充実度および時代有効性に帰するものである。本章では、ウレーニャの「体系版クエンカ都市法」とその現代語版であるバルマーニャの『クエンカ都市法』に基づいて、拡大都市法としてのクエンカ都市法の概要を紹介する。

「体系版クエンカ都市法」は、4つの部分、すなわち、①：奉獻詩（14行6脚律詩）、②：序文（アルフォンソ8世への賛辞、同王による都市法の賦与）、③：本文（全43章、計981ヶ条）、④：附録（44章の通行料金表と45章の判事名簿）からなっている。本文に関しては、各条文を訳出し解題等を付すのは紙数の関係で別の機会に委ねるとして、以下に各章の表題を訳出すると同時に、条文が扱う諸テーマもしくはキーワードを挙げるものとする。

第1章：都市法の賦与と市の特権（25ヶ条）

市域の画定、市民の特権、市民の平等、余所者、市民の「敵」、国王と司教の館、市軍の発動、国王領、国王役人、行商人、市の開催、etc.

第2章：不動産条例（32ヶ条）

不動産の所有、土地訴訟、属村民との土地訴訟、通行妨害、公衆浴場の使用、属村会との境界訴訟、開墾、牛やラバの殺傷、パン焼き釜戸の使用、新入植者、構造物、女性の証言、etc.

第3章：農作物がいかに保護されるべきか（30ヶ条）

農地所有者の義務、農地管理人の義務、家畜所有者の義務、家畜による損害、証拠物件、くびき耕夫の雇用、etc.

第4章：ブドウ畑の管理（17ヶ条）

ブドウ畑の警護、所有者の義務、管理人の義務、家畜による損害、etc.

第5章：果樹園の境界画定（18ヶ条）

果樹園の保護、灌漑水の確保、果樹園管理人、etc.

第6章：禁止武器による攻撃（20ヶ条）

監禁、家宅侵入、放火、家屋破壊、門前での排便、家屋への唾棄

投石, etc.

第7章：市会の共有地（18ヶ条）

市会の共有地・共有財産，牧草地の開拓・管理，不動産の収用，不動産の売却，売却証書，保証人，etc.

第8章：水車小屋（22ヶ条）

水車小屋の建設，堰・用水路の建設，灌漑用水路の清掃，水車小屋の保護，

第9章：婚約と遺言（14ヶ条）

婚約，婚資の額，婚約破棄，配偶者間の相続，遺言，etc.

第10章：親子間の相続権（43ヶ条）

親子間の相続，親族の相続，親権，親の賠償責任，財産分与，財産分与の時期，寡婦の再婚，遺言，遺児の養育，子供の人質，寡夫・寡婦の権利，etc.

第11章：競技で人を死に至らしめた者は贖罪金の支払い義務を負わない（51ヶ条）

競技者の責任，家畜所有者の責任，禁止武器，禁止武器による傷害，徒党犯罪，招待客の殺害，同僚の殺害，窃盗，窃盗犯の逮捕，イスラム教徒に対する犯罪，姦通罪，婦女暴行，女性に対する侮辱，子供の遺棄，重婚，堕胎，売春斡旋，魔女，火審，etc.

第12章：人に対する侮辱とその他の暴力行為（34ヶ条）

侮辱語，騎士への侮辱行為，侮辱・暴力行為，法廷・市会における傷害行為，etc.

第13章：いかなる者も助言に責任を負わない（20ヶ条）

助言，イスラム教徒への食糧売却，女性の監禁，奴隷の犯罪，余所者の職人，墓の冒涇，女性の結婚，貸借物の返還，便器の位置，窓の位置，etc.

第14章：殺人者の刑罰：決闘を受ける者（48ヶ条）

殺人の刑罰，決闘，告発，被告，和解，自白，法廷の開催，出頭日，逃亡者，逃亡者の財産，人命金，保証人，逃亡者の逮捕，囚人の殺害，etc.

第15章：人命保証人（13ヶ条）

人命保証人，「敵」の隠匿，殺人の贖罪金，処刑囚財産の相続，

通行料, etc.

第16章：筆頭判事と判事の選出 (56ヶ条)

判事の選出, 都市官職者の選出, 判事の資格, 就任の宣誓, 訴訟
手続き, 賄賂, 判事の報酬, 判事の義務, 判事の不在, 販売役人
の任命, 書記官の報酬, ふれ役, 度量衡役人, 度量衡役人の報酬,
判事下役人, etc.

第17章：どのように権利を行使するか (20ヶ条)

担保物の押収, 代理判事の無効, etc.

第18章：召喚 (9ヶ条)

召喚手続き, 保証物, etc.

第19章：保証人 (24ヶ条)

保証人の資格, 保証の期間, 保証人の辞退, etc.

第20章：証人 (18ヶ条)

証人の資格, 証人の拒否, 保証人の義務, etc.

第21章：地区判事もしくは代理判事の証言 (10ヶ条)

判事と書記官の証言, 聖職者の証言, 証言への疑義, 決闘裁判,
etc.

第22章：決闘裁判の闘士 (24ヶ条)

決闘裁判の曜日, 被挑戦者の病, 騎馬での決闘, 決闘の勝敗, 徒
歩での決闘, 決闘者の武器, 和解, etc.

第23章：市から逃亡した債務者 (30ヶ条)

債務者の不在, 債務者の妻子, 債務者の拘束, 逃亡した債務囚,
etc.

第24章：金曜日に判事の法廷に訴え出る者 (29ヶ条)

裁判の曜日, 上告審, 判事の義務, 秘密法廷, 法廷の尊厳, 判事
の尊厳, etc.

第25章：弁明の方法と証人 (15ヶ条)

証人の出廷, 証人の宣誓, etc.

第26章：担保物を取ることもしくは召喚することが禁じられている祝祭日
(15ヶ条)

祝祭期間, 祝祭日, 祝祭時間, 判事の中立, 弁論方法, 判決, 裁
判の遅延, etc.

第27章：国王に上訴する者（13ヶ条）

上訴の要件，上訴のとり下げ，上訴手続き，裁判費用の負担，
etc.

第28章：市会の徴税役人（10ヶ条）

公金・担保物の扱い，収税役人の選出，収税役人の保証人，租税
台帳の改竄，etc.

第29章：キリスト教徒とユダヤ教徒の間の訴訟（33ヶ条）

裁判，証人，担保物，裁判の場所と時間，宣誓，契約，金貸しの
利子，判決，武器持ち出しの禁止，ユダヤ教徒の殺傷，etc.

第30章：市軍の統括（66ヶ条）

市軍の統括，市の防衛，市軍参加の義務，番兵の選出，番兵の報
酬，捕虜交換，諜報・先導人，斥候，先発隊，戦利品の記帳，分
配役の選出，損失家畜の賠償，治療費の保証，医者への報酬，牧童
の選出，武器の賠償，戦利品の分配，etc.

第31章：市防衛戦（19ヶ条）

市防衛戦の参加義務，騎馬の賠償，戦闘中の窃盗行為，戦功，
etc.

第32章：不動産の売買および抵当に関する規定（13ヶ条）

売買契約，不動産の売買，抵当付き不動産の売買，家屋・店舗の
賃貸，etc.

第33章：抵当および売却に関する規定（24ヶ条）

家畜の売買，売買契約の解除，担保家畜の死傷，家畜の賃貸，奴
隷の賃貸，etc.

第34章：犬（14ヶ条）

猟犬の殺傷，牧羊犬の殺傷，小型猟犬の殺傷，犬による傷害，猫，
鶏，家禽類，鳩，鳩舎，etc.

第35章：狩猟者に関する規定（18ヶ条）

獲物の帰属，猟犬や鷹の殺傷，猟師の毘，漁師の網，etc.

第36章：日雇い労働者に関する規定（10ヶ条）

賃金の支払い，被雇用者の解雇，雇用者の殺傷，被雇用者の殺傷，
etc.

第37章：牧童に関する規定（22ヶ条）

牧童の義務, 羊飼, 牛飼, 山羊飼, 豚飼, 牧草地番人, etc.

第38章: 使用人の忠誠 (9ヶ条)

使用人の忠誠, 召使いの忠誠, etc.

第39章: 家畜の警護人に関する規定 (4ヶ条)

家畜所有者の義務, 冬季移動牧畜, etc.

第40章: 遺失物を拾得した者はそれを告知する: 目撃者 (20ヶ条)

拾得物の告知, 目撃者の証言, 目撃証言の期限, etc.

第41章: 宿泊者に関する規定 (11ヶ条)

宿泊者の義務, 干し草置き場の放火, 蜜蜂, 担保, 協定や同意, 偽証, etc.

第42章: 職人 (20ヶ条)

職人の義務, 大工, 蹄鉄工, 鍛冶職人, 金銀細工師, 靴職人, 皮なめし職人, 仕立職人, 織物職人, 剪毛職人, プドウ商人, 薪商人, レンガ職人, 瓦職人, 鍋職人, 精肉業者, 狩猟獲物の販売, 魚の売買, etc.

第43章: 教区の平等 (20ヶ条)

属村と教区, 屋根の材料, 灌漑用水路の建設義務, 市会の牧草地, 川魚の売買, 王の休戦, 市会の休戦, 禁漁期間, 禁猟期間, etc.

以上, これらを一見するだけでもクエンカ都市法の概要, 内容の多岐性, 法的充実度が窺えよう。もっとも, 各章の表題の大部分は, その章の第1条の表題がそのまま用いられており, 必ずしもその章全体の内容を代表するものではない。また, 同種・同系統の条文が複数章で別個に, または繰り返して扱われている場合もある。これらの点は, クエンカ都市法の編纂上の不備・欠点と言え, この時代の法編纂技術の限界を示すものである。

3. まとめに代えて

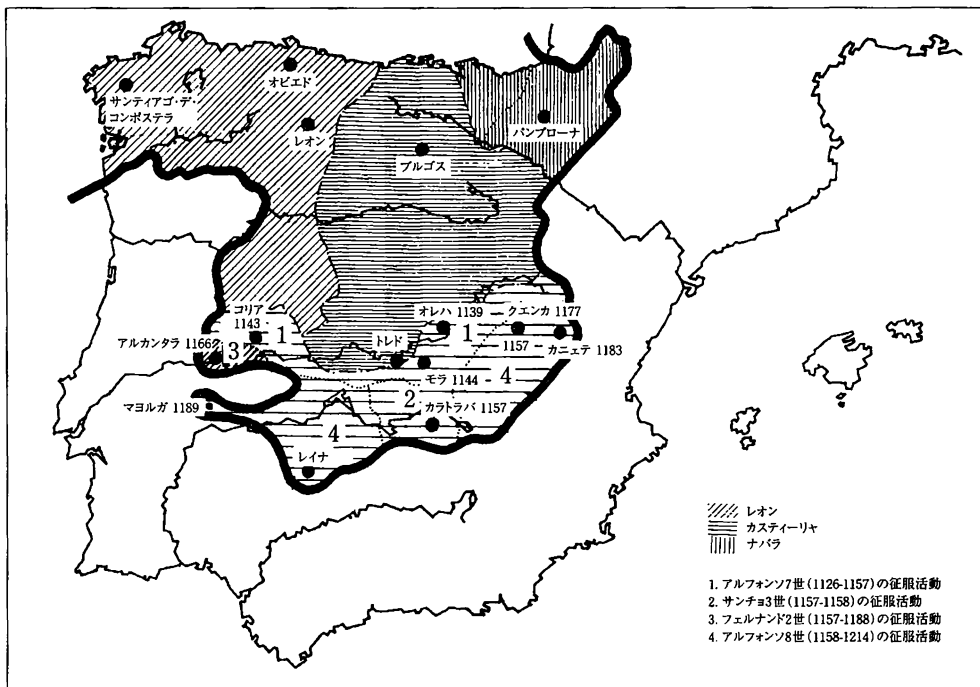
クエンカ都市法が様々な個別的な研究テーマを提供することは, 前述したクエンカ都市法に関する研究史を見ても明らかである。既存研究のテーマとしては, 他の都市法との比較研究のなかでの「婚姻制度」, 「債務禁固刑」,

「居民の法的地位」,「名誉と侮辱」などや,クエンカ都市法を直接対象にした「司法制度」,「女性の地位」,「農村生活」,「農業・牧畜業」,「法的責任」,「訴訟」,「魔術・呪術」などが挙げられた。しかし,これらと一部重複する場合もあるが,上述の各章の表題やキーワードからも,幾つかの重要な研究テーマが浮かび上がる。例えば,「市軍制度」(市軍の編成や攻撃戦,市防衛戦など)や「都市統治機構」(市会,国王代官,判事,その他の都市官職など),「財産制度」(財産の取得,保護,売買,抵当など),「家族制度」(婚姻,遺言,相続,養育,寡婦など)などの制度的テーマである。また,「犯罪と刑罰」(殺人,傷害・侮辱,人命金,贖罪金など)のテーマは単なる法制史上のテーマとしてだけではなく,侮辱の対象や刑罰の加重事由に着目することで当時の都市民の「価値観」や「メンタリティ」を知るための重要な手がかりとなる⁽³⁴⁾。これらは,クエンカ都市法の条文のなかで直接的な言及がなされ,比較的多くの情報を提供しているテーマである。

また,幾つかの条文の中で分散して言及がなされ,けっして体系的な情報を提供してはいないが興味深いテーマもある。例えば,ユダヤ教徒やイスラム教徒の処遇問題は,当時の国境社会における「他者認識」または「異文化理解」の問題と深く関わっている。職人規定からは「職の多様化」,騎士に関する諸規定からは国境社会における「平民騎士」⁽³⁵⁾の社会的地位の上昇をそれぞれ確認することができる。また,便器や窓の位置に関する規定から,当時の都市民の「公衆衛生」や「社会倫理」に関する意識,ひいては「都市共同体における生活理念」を見いだすことができる。また,種々の「競技」に関する規定からは,不十分ながら,当時の都市民の祝祭や娯楽の一端を窺い知ることができよう。

もっとも,これらのテーマはクエンカ都市法が提供しうるものの一部にすぎない。当時のクエンカ都市社会の諸相の分析を行うには,クエンカ都市法の各条文の内容を丹念に確認する作業が不可欠であり,その一環として筆者は,次号より数回に分けてクエンカ都市法を訳出し,解題を付す予定である。

カスティーリャ・レオン王アルフォンソ7世、
カスティーリャ王サンチャ3世とアルフォンソ8世、
レオン王フェルナンド2世による征服活動



Isabel Rivero, *Compendio de Historia Medieval Española*, Madrid, 1982, p.159より

注釈

- (1) クエンカ包囲戦の間に、アルフォンソ 8 世は、臣下であったアラゴン国王アルフォンソ 2 世の協力を得た。アルフォンソ 2 世はその功により臣従関係を解かれた。Hilda Grassotti, “El sitio de Cuenca en la mecánica vasallático-señorial de Castilla”, *Anuario de Historia del Derecho Español* (以下 A. H. D. E. と記す), 12, 1982, ps. 33-39. また、クエンカ市に立て籠もるイスラム教徒の数はわずか 700 名であったとされるが、防衛が堅固であり、力責めは不可能であった。同市は、基本的には兵糧責めによって陥落した。La Reconquista y el proceso de diferenciación política (1035-1217), *Historia de España Menéndez Pidal*, IX, p. 478-479.
- (2) カスティーリャ・レオン王国は、1157 年のアルフォンソ 7 世の死後、カスティーリャ王国とレオン王国に分裂していた。カスティーリャ王国を継承したのはアルフォンソ 7 世の長男のサンチョ 3 世 (在位 1157-58 年) であり、アルフォンソ 8 世はその長男である。
- (3) Julio González, “Repoblación de las tierras de Cuenca”, A. H. D. E., 12, 1982, ps. 183-204.
- (4) 一般に都市法は、規定内容の性格や規定の詳細度、法的充実度により、①：入植特許状 (9 世紀半ば)、②：簡易都市法 (10-12 世紀前半)、③：拡大都市法 (12 世紀末-13 世紀) に分類される。都市法の発展に関しては、大内一, 「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値観」, *Estudios Hispánicos*, 21, 1996, p. 75 を参照されたい。
- (5) 「法家族」を形成した都市法には、クエンカ都市法のほかに、ログローニョ都市法、ハカ都市法、サアグーン都市法などが挙げられる。クエンカ都市法の「法家族」を構成する諸都市に関しては、第 2 章および注 (33) を参照されたい。
- (6) Francisco Cardá y Rico, *Apéndices a las memorias históricas de la vida y acción del rey don Alfonso el noble (El Fuero de Cuenca)*, Madrid, fines del siglo XVIII (Biblioteca Nacional, R-13560).
- (7) George H. Allen, *Forum Conche. Fuero de Cuenca. The latin text of Municipal Charter and Laws of the city of Cuenca, Spain, University Studies, V-4 y VI-1*, Cincinnati, 1909-1910.
- (8) Rafael de Ureña y Smeñaud, *Fuero de Cuenca (Formas primitiva y sistemática: texto latino, texto castellano y adaptación del Fuero de Iznatoraf). Edición crítica con introducción, notas y apéndice*, Madrid, 1935.
- (9) 「パリ写本」は 13 世紀初頭, 「エスコリアル写本」は 13 世紀半ばのものとされている。詳細に関しては, *Ibid.*, ps. XVI-XXV を参照されたい。
- (10) イスナトラフ都市法の写本は、13 世紀半ばのもので、ラテン語版クエンカ都市法の最も忠実な翻訳であるとされている。俗語版クエンカ都市法ならびに俗語版クエンカ系都市法に関しては *Ibid.*, ps. CVI-CXXIII を参照されたい。
- (11) 詳細は *Ibid.*, ps. XXVI-CXXIII を参照されたい。また、ウレーニャは *Fuero de Cuenca...* を出版する以前に、幾つかのクエンカ系都市法に関する研究を発表している。Ureña y Smeñaud, Rafael de: “El fuero de Zorita de los Canes, según el códice 247 de la Biblioteca Nacional (siglos XIII al XIV y sus relaciones con el fuero latino de Cuenca y el romanceado de Alcázar”, *Memorial Histórico Español*, 44 (1911), ed. indep., Madrid, 1911; “Fueros de Alfonso VII y Alfonso VIII, por el padre Fray Andrés”, *Boletín de la Real Academia de la*

Historia, 65 (1914), ps. 421-431. Ureña y Smeujaud, Rafael de y Bonilla San Martín, Adolfo: *Fuero de Usagre (siglo XIII)*, anotado con las variantes del de Cáceres, Madrid, 1907.

(12) フェルナンド王子の誕生日は1189年11月29日, 村落譲渡証は1190年1月16日付けで, ウレーニャはこの両日付の間にクエンカ都市法が賦与されたと推定している。詳細は*Ibid.*, ps. VIII-XIを参照されたい。

(13) 都市法に関する出版物をここにすべて挙げることは不可能であるが, Ana María Barrero García y María Luz Alonso Martín, *Textos de derecho local español en la Edad Media*, Madrid, 1989のビブリオグラフィー(ps. 39-88)はきわめて有用である。

(14) Jaime Caruana y Gómez de Barreda, "La prioridad cronológica del Fuero de Teruel sobre el de Cuenca", *A. H. D. E.*, 25 (1955), ps. 791-797.

(15) Antonio García Gallo, "Aportación al estudio de los fueros", *A. H. D. E.*, 21 (1956), ps. 387-446, en especial, ps. 430-440.

(16) José Martínez Gijón, "El régimen económico del matrimonio y el proceso de redacción de los textos de la familia del fuero de Cuenca", *A. H. D. E.*, 29 (1959), ps. 45-151

(17) Ana María Barrero García, "La familia de los fueros de Cuenca", *A. H. D. E.*, 46 (1976), ps. 713-725.

(18) Ana María Barrero García, "El proceso de formación del fuero de Cuenca", *Anuario de Estudios Medievales*, 12 (1982), ps. 41-58

(19) Alfredo Valmaña Vicente, *El Fuero de Cuenca. Introducción, traducción y notas de Alfredo Valmaña Vicente*, Cuenca, 1978

(20) José Martínez Gijón, "El régimen económico del matrimonio y el proceso de redacción de los textos de la familia del fuero de Cuenca", *A. H. D. E.*, 29 (1959), ps. 45-151.

(21) F. Tomás y Valiente, "La prisión por deudas en los derechos castellano y aragonés", *A. H. D. E.*, 30 (1960), ps. 249-489.,

(22) A. García-Ulecia, *Los factores de diferenciación entre las personas en los fueros de la Extremadura castellano-aragonesa*, Sevilla, 1975

(23) Rafael Serra Ruiz, *Honor, honra e injuria en el derecho medieval español*, Murcia, 1969.

(24) *Anuario de Estudios Medievales*, 12 (1982), Barcelona-Madrid, 1982.

(25) Niceto Alcalá-Zamora y Castillo, "Instituciones judiciales del Fuero de Cuenca", *ibid.*, ps. 59-132

(26) Salvador Claramunt Rodríguez, "La mujer en el Fuero de Cuenca", *ibid.*, ps. 133-147.

(27) J. Gautier Dalché, "La vie rurale dans le Fuero de Cuenca", *ibid.*, ps. 149-165.

(28) Manuel Riu, "Agricultura y ganadería en el Fuero de Cuenca", *ibid.*, ps. 167-181.

(29) *Fuero de Cuenca. Fragmento Conquense*, Cuenca, 1990.

(30) Dolores M. Sánchez González, "El derecho de obligaciones en el Fuero de Cuenca: convergencias e influencias en los capítulos XXXII y XXXIII", *Espacios y fueros en Castilla-La Mancha (siglos XI-XV)*, Madrid, 1995, ps. 369-385.

(31) Magdalena Rodríguez Gil, "Las estructuras procesales en el Fuero de Cuenca", *ibid.*, ps. 405-431.

(32) José Sarrión Gualda, "Estancamiento, herbolarias y hechiceras en el Fuero de Cuenca y en los de su familia", *ibid.*, ps. 387-404.

(33) José Manuel Pérez-Prendes, *Curso de Historia del Derecho Español*, 1, ps. 558-563.

(34) クエンカ都市法に関する犯罪と当時の価値観に関しては、大内一、「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値観」, *Estudios Hispánicos*, 21, 1996, ps. 80-88 を参照されたい。

(35) 平民騎士とは、馬と甲冑、武器を自前で揃え、騎士として市軍に参加した平民のことであり、一般に、騎士機能を果たす限り家系騎士=貴族の特権を享受することができた。詳細は、Carmela Pescador del Hoyo, “La caballería popular en Castilla y León”, *Cuadernos de Historia de España*, 33-34 (1961), ps. 101-138; 35-36 (1962), ps. 56-201; 37-38 (1963), ps. 88-198; 39-40 (1964), ps. 169-200 を参照されたい。